

日行連発第 52 号
平成 31 年 4 月 16 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
法務業務部
部長 杉山 久美子

民法（成年年齢引下げ関係）改正に関する広報用資料のご送付

この度、法務省から、民法（成年年齢引下げ関係）改正に関する広報用資料の提供を受けました。各単位会にポスター1枚及びパンフレット20部をお送りいたしますので、ご活用くださるようお願いいたします。

また、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html) に詳細な改正内容、広報用資料の PDF データが掲載されておりますので、併せてご活用ください。

以上

民法改正 **成年年齢の引下げ**

～若者がいきいきと活躍する社会へ～

2022年4月1日から、

成年年齢は

18歳になります。



18

years old

2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。改正法は、2022年4月1日から施行されます。

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なくして締結した契約は、後から取り消すことができます。また、父母は、未成年者の監護及び教育をする義務を負います。

民法が定める成年年齢を18歳に引き下げると、18歳に達した者は、一人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

また、改正法では、女性の婚姻開始年齢（結婚することができるようになる年齢）についても見直しをしています。婚姻開始年齢は現在、男性18歳、女性16歳とされていますが、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女とも18歳にならなければ結婚することができないこととしています。

法律の要点

1 成年年齢の引下げ（民法第4条）

①一人で有効な契約をすることができる年齢
②親権に服することながなくなる年齢

➡ いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第731条）

（現行法）男性18歳 女性16歳

➡ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

➡ 2022年4月1日から施行

なぜ今、18歳にするの？

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適切ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。このようなことから、今回、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。

成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます。



成年年齢を18歳とする国 (OECD加盟国)	成年年齢を18歳以外とする国 (OECD加盟国)
アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ラトビア、ルクセンブルク	19歳：韓国 20歳：日本、ニュージーランド

成年年齢の引下げによって 何が変わるの？

成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する（支払能力により、クレジットカードの作成ができないことがあります。）、ローンを組んで自動車を購入する（返済能力を超える場合など、契約できないこともあります。）、といったことができるようになります。

なお、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き、取り消すことができます。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所（居所）や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことには変わりはありません。

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格を取得したり、各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと（資格試験への合格等が必要です。）、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても、18歳でできるようになります。

もっとも、お酒を飲んだり、たばこを吸うことができる年齢等については、20歳という年齢が維持されていますので、注意が必要です。また、国民年金の加入義務が生ずる年齢も、20歳以上のままとなっています。



成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<p>改正されたもの (改正前は「二十歳」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録水先人養成施設等の講師 (水先法) ● 帰化の要件 (国籍法) ● 社会福祉主事資格 (社会福祉法) ● 登録海技免許講習実施機関等の講師 (船舶職員及び小型船舶操縦者法) ● 登録電子通信移行講習実施機関の講師 (船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律) ● 10年用一般旅券の取得 (旅券法) ● 性別の取扱いの変更の審判 (性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律) ● 人権擁護委員・民生委員資格 (公職選挙法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第43号)) 	<p>改正されたもの (改正前は「未成年」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 養子をとることができる年齢 (民法) ● 喫煙年齢 (未成年者喫煙禁止法：題名を改正) ● 飲酒年齢 (未成年者飲酒禁止法：題名を改正) ● 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等 (児童福祉法) ● 勝馬投票券の購入年齢 (競馬法) ● 勝者投票券の購入年齢 (自転車競技法) ● 勝車投票券の購入年齢 (小型自動車競走法) ● 勝舟投票券の購入年齢 (モーターボート競走法) ● アルコール健康障害の定義 (アルコール健康障害対策基本法)
<p>改正が不要なもの (「未成年者」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分籍 (戸籍法) ● 公認会計士資格 (公認会計士法) ● 医師免許 (医師法) ● 歯科医師免許 (歯科医師法) ● 獣医師免許 (獣医師法) ● 司法書士資格 (土地家屋調査士資格 (土地家屋調査士法)) ● 行政書士資格 (行政書士法) ● 薬剤師免許 (薬剤師法) ● 行社会保険労務士資格 (社会保険労務士法) 等約 130 法律 	<p>改正が不要なもの (「二十歳」などと規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢 (児童福祉法) ● 船長及び機関長の年齢 (船舶職員及び小型船舶操縦者法) ● 猟銃の所持の許可 (銃砲刀剣類所持等取締法) ● 国民年金の被保険者資格 (国民年金法) ● 大型、中型免許等 (道路交通法) ● 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律) ● 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 等約 20 法律

消費者被害が拡大しないための取組み

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます (未成年者取消権)。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳、19歳の若者は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

政府としては、これまで、小・中・高等学校等を通じて、消費者の権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みなどについて学習する消費者教育を充実するとともに、主として若年者に発生している消費者被害事例を念頭に置いた取消権の創設等を内容とする消費者契約法の一部改正、全国共通の3桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知や相談窓口の充実を行うなど、様々な環境整備の施策に取り組んできました。

今後も、省庁横断的な会議を開催し、政府全体で成年年齢の引下げに向けた環境整備に取り組んでいきたいと考えています。

「改正法についてのQ&A」

ここでは、今回の民法改正（成年年齢の引下げ等）について、よくある質問内容について、Q&A方式でまとめています。

Q1 成年年齢と女性の婚姻開始年齢は、いつから18歳になるのですか。

A

改正法は、2022年4月1日から施行されます。

施行日である2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方（誕生日が2002年4月2日から2004年4月1日までの方）は、施行日に成年に達することになります。誕生日が2004年4月2日以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

女性の婚姻開始年齢の引上げについても、2022年4月1日から施行されます。なお、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性（誕生日が2006年4月1日までの女性）は、引き続き、18歳未満でも結婚することができます。

～2002年4月1日生まれ	2002年4月2日～ 2004年4月1日生まれ	2004年4月2日～生まれ
20歳の誕生日に成年	2022年4月1日に成年	18歳の誕生日に成年

Q2 お酒やたばこが解禁される年齢も18歳になるのですか？

A

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒を飲んだりたばこを吸ったりすることができるようになる年齢は、20歳のままです。また、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限についても、20歳のまま維持されます。

これらは、健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、従来の年齢要件を維持することとされています。



Q3 消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合、どこに相談すれば良いですか？

A

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には、一人で悩まず、次のような窓口にご相談ください。

消費者ホットライン「188」

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

*相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。（相談は無料です）

日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します（通話料が発生します）。

0570-078374（IP電話からは：03-6745-5600）

【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時

*祝日・年末年始を除く。 ※メールによるお問合せは法テラスホームページで24時間受付中。



Q4 成年年齢が引き下げられた場合には、 養育費の支払期間は18歳までになるのですか？

A いわゆる養育費の存否及び具体的内容は、子が未成熟で自ら稼働して経済的に自立することを期待することができない場合に、両親の経済状況等の個別の事情を踏まえて判断されるものであり、その支払義務があるのは、子が未成年である場合に限定されるものではありません。

したがって、成年年齢が18歳に引き下げられたとしても、直ちに養育費の支払期間が18歳までになるわけではないと考えられます。

最終的には、両親の経済状況等の事情を踏まえて家庭裁判所が個別に判断するものではありませんが、大学への進学が子の教育方法として一般的なものとなっている一方、大学在学中の子が自ら稼働して経済的に自立することを期待することは困難であることからすれば、大学在学中の子については、非監護親が養育費の支払義務を負う場合も少なくないと考えられます。



Q5 既に「子が成年に達するまで」養育費を支払うといった 合意がされている場合には、成年年齢の引下げにより、 養育費の支払期間が変更されるのですか？

A 子の養育費について、改正法の施行日前に、当事者間で「子が成年に達する日が属する月まで毎月〇〇万円を支払う」というような文言で合意がされていることがあります。そのような場合でも、合意がされた当時の成年年齢が20歳であったことや、当事者が養育費の支払期間を定めるに当たって考慮した事情が成年年齢の引下げによって変わるわけではないことからすれば、改正法が施行され、成年年齢が引き下げられたとしても、一般的には養育費の支払期間が変更されるものではなく、従前どおり20歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。

また、法改正前に既に確定している養育費の審判で、「成年に達する日が属する月まで」としているものについても、基本的には、施行日前の合意に関して説明したところがほぼ当てはまり、審判確定時の成年年齢である20歳まで養育費を支払うという内容であったとされる場合が多いものと考えられます。

なお、今後、新たに養育費に関する合意をする場合には、支払期間について争いが生じないよう、「22歳に達した後の3月まで」といった形で、明確に定めることが望ましいと考えられます。

Q6 成年年齢の引下げによって、成人式に影響はありますか？

A 成人式の対象年齢、時期や在り方に関しては、現在、法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されていますが、多くの自治体では、1月の成人の日前後に、その年度に20歳になる方を対象に実施しています。

成年年齢が18歳に引き下げられた後、成人式も18歳の方を対象に実施するのか、18歳を対象とする場合は、高校3年生の1月という受験シーズンに実施するのかといった課題があると指摘されています。

最終的には何歳のどの時期に成人式を行うかについては自治体の判断になりますが、政府としては、関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめた上で情報発信し、各自治体が地域の実情に応じた対応をすることができるよう取り組んでいきたいと考えています。



問い合わせ先

- 消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には

消費者ホットライン「188」



地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

*相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。(相談は無料です)

- 法的トラブルでお悩みの方は

日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します（通話料が発生します）。

おなやみなし
0570-078374（IP電話からは：03-6745-5600）

【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時

※祝日・年末年始を除く。※メールによるお問合せは法テラスホームページで24時間受付中。

もっと詳しく知りたい方へ

- 成年年齢の引下げについての最新情報はこちら！

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html



- 「動画」で分かる成年年齢 政府インターネットテレビ

・霞が関からお知らせします

「2022年4月、18歳は大人です～成年年齢の引下げ～」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18293.html>



・政府インターネットテレビ

「2022年4月 成年年齢引下げ 18歳で大人！ できること。できないこと。」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18321.html>



法務省民事局参事官室
☎ 03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp>



民法改正〈成年年齢の引下げ〉

2022年4月1日から

成年年齢が**18歳**

になります

改正内容

- ✓ 大人になる年齢（成年年齢）が、18歳になります
- ✓ 18歳から、親の同意がなくても契約を結べるようになります
- ✓ お酒とタバコは、引き続き20歳から



詳しくはこちらをご覧ください

成年年齢の引下げについての最新情報はこちら！

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html



「動画」で分かる成年年齢／政府インターネットテレビ

● 霞が関からお知らせします「2022年4月、18歳は大人です～成年年齢の引下げ～」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18293.html>



● 政府インターネットテレビ「2022年4月 成年年齢引下げ 18歳で大人！ できること。できないこと。」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18321.html>



法務省民事局参事官室 03-3580-4111